

# 1. 厚生労働省

## 令和6年度てんかん地域診療連携体制整備事業（令和6年度報告書）

### 厚生労働省におけるてんかん対策

### ～てんかん地域診療連携体制整備事業～

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課 心の健康支援室  
心の健康係長 碑田 明恵

#### 1. てんかん地域診療連携体制整備事業

##### (1) 背景

- ① てんかんの患者は約100万人と推計される一方、地域では必ずしも専門的な医療に結びついていなかった。
- ② 治療には精神科、脳神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科で担われているが、有機的な連携がとりづらい状態にあった。
- ③ 一般医療機関・医師にてんかんに関する診療・情報などが届きにくく、適切な治療が行われにくい環境にあった。

##### (2) 事業の目的

- ① 地域で柱となる専門医療機関を整備し、てんかん患者・家族が地域で安心して診療できるようになること。
- ② 治療に携わる診療科間での連携が図られやすいようにすること。
- ③ 行政機関（国・自治体）が整備に携わることで、医療機関間だけでなく多職種（保健所、教育機関等）間の連携の機会を提供すること。

##### (3) 事業内容

平成27年度から平成29年度の3か年のモデル事業として開始され、モデル事業での実績を踏まえて平成30年度より自治体向け事業に位置付けられた。

###### ① 目的

てんかん患者は全国に100万人と言われているが、専門の医療機関・専門医が全国的に少ないことが課題の一つであるので、てんかんの専門医療機関箇所数の増、まずは3次医療圏（都道府県）の設置を目指し、てんかん拠点病院を設置する自治体に対して国庫補助（1/2）する。

###### ② 設置実績

令和7年2月末現在、てんかん支援拠点病院（以下「てんかん支援拠点病院」という）は30箇所：（内訳）

北海道（札幌医科大学附属病院）、宮城県（東北大学病院）、茨城県（筑波大学附属病院）、栃木県（自治医科大学病院）、群馬県（渋川医療センター）、埼玉県（埼玉医科大学病院）、千葉県（千葉県循環器病センター）、東京都（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院）、神奈川県（聖マリアンナ医科大学病院）、新潟県（西新潟中央病院）、石川県（浅ノ川総合病院）、山梨県（山梨大学医学部附属病院）、長野県（信州大学医学部附属病院）、静岡県（静岡てんかん・神経医療センター）、愛知県（名古屋大学医学部附属病院）、京都府（京都大学付属病院）、大阪府（大阪大学医学部附属病院）、兵庫県（神戸大学付属病院）、奈良県（奈良医療センター）、鳥取県（鳥取大学病院）、岡山県（岡山大学てんかんセンター）、広島県（広島大学病院）、山口県（山口県立総合医療センター）、徳島県（徳島大学病院）、愛媛県（愛媛大学医学部附属病院）、福岡県（九州大学病院）、長崎県（長崎医療センター）、大分県（大分大学附属病院）、鹿児島県（鹿児島大学病院）、沖縄県（沖縄赤十字病院）とてんかん全国支援センター1箇所（国立精神・神経医療研究センター）が設置されている。

###### ③ 主な事業内容

てんかん患者・家族の治療および相談支援、てんかん治療医療連携協議会の開催・運営、てんかん診療支援コーディネーターの配置、医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、市民向け普及啓

発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）であり、令和6年度は表のような活動が行われた。

#### ④ 第8次医療計画との関係

第8次医療計画においては、てんかんを含む多様な精神疾患について、都道府県ごとに対応できる医療機関を明確にすることが求められており、また、本計画中で、「てんかん地域診療連携体制整備事業の取組を参考に」と記されていることから、てんかん支援拠点病院を活用した整備が図られることが求められている。

### 2. 第8次医療計画上のてんかんの位置づけ

#### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築することが必要である。

#### (2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築とそれに向けた医療機能の明確化

令和6年度からの第8次医療計画では、第7次医療計画に引き続き、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患と医療機関の役割分担・連携を推進できるよう、医療機能を明確化する方向性であり、医療機関は、都道府県拠点機能を担う医療機関、地域連携拠点機能を担う医療機関、地域精神科医療提供機能の担う医療機関に分けられる。

てんかんは、統合失調症、うつ・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患及び発達障害、依存症、P T S D、高次脳機能障害、摂食障害、精神科救急、身体合併症、自殺対策、災害精神医療、医療観察法とともに、多様な精神疾患・状態の一つとして組み入れられている。

### 3. てんかん支援拠点病院に係る事業実施に関する調査

今後のてんかん支援拠点病院の整備予定等を把握するため、令和7年1月に全都道府県を対象に調査を実施した。集計の結果は以下のとおりである。

#### 【令和6年度調査集計結果（数字は回答自治体数。内容は回答時点。）】

##### 1. 現在、てんかん支援拠点病院を設置する予定があるか。

① すでに指定している 30

（北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、長野県、山梨県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島、沖縄県）

② 指定予定がある 1

③ 指定予定がない 16

##### 2. 指定予定がない理由（未指定の自治体：複数回答可）

I. 財源を確保できない 6

II. 国の実施要綱上の指定要件が厳しい 1

III. 引き受けてくれる医療機関がない 7

IV. てんかんについて対応のノウハウがない 1

V. 別の補助金を投入し、十分対応できている 0

VI. 地域医療計画等の補助金以外の仕組みで十分対応できている 2

VII. 精神保健福祉センター等で受診勧奨から普及啓発まで十分対応できている 1

VIII. その他 9

・管内の実態を踏まえた上で検討が必要 3

・検討段階に至っていない 4

・精神科病院等で一定程度対応できている 1

・医療機関へ拠点機関としてのメリットを提案できない 1

##### 3. てんかん対策についてのご意見等

・拠点病院設置のための財源確保が難しい。

・医療機関の協力を促すため全国医師会等に設置促進のための協力依頼を行っていただきたい。

・保健所や精神保健福祉センターにおいて相談対応を行っているが、てんかんに関する相談件数は少ない。

・医療機関の選定に時間を要する。

### 4. てんかんに関する研究事業

令和5年度は、てんかん地域診療連携体制整備事業の拡充の一助として、各地域でのてんかん診療支援連携の実態と既存の好事例を把握するため、障害者総合福祉推進事業において、「てんかん診療拠点病院等における心因性非てんかん性発作等の実態把握」を実施した。

心因性非てんかん性発作の患者の受診があるてんかん支援拠点病院等を対象として、心因性非てんかん性発作やてんかんではなかった症例の実態調査や好事例収集を実施して、てんかん支援拠点病院における高度な医療体制を示すとともに、より質の高い診療体制の整備や 関係医療機関での連携の必要性等が示されたところである。

### 5. 考察

#### （1）事業の効果と意義

てんかん支援拠点病院の整備はここ数年で急速に拡充されてきており、設置自治体やてんかん支援拠点病院の関係者、日本てんかん学会、日本てんかん協会等の関係者のご尽力に感謝申し上げたい。

また、てんかん支援拠点病院の効果は単にてんかん患者・家族の治療やQOLの向上の実績に留まらず

- ① 行政機関とつながることで、学校や医療機関以外の他機関（保健所、学校、ハローワークなど）との連携や協力が得られやすくなった。
- ② 医療・保健・行政の意思疎通がしやすくなり、一次診療・二次診療施設への研修、普及啓発活動が活発になった。
- ③ コーディネーターの配置などの契機となり、医療提供以外の取組みが進んだ。  
など、その意義と効果については評価されている。

## （2）今後の課題と方策

関係各位の御尽力により、令和6年2月現在、てんかん地域診療連携体制整備事業に基づくてんかん支援拠点病院は全国30自治体で設置されるに至ったものの、まだまだ、てんかんに関する医療・支援ニーズの高さに比べ、専門医療機関や専門医の少なさ、地域による医療の均てん化などが課題となっている。

今年度、てんかん支援拠点病院を未設置の自治体に対して事業実施に関する調査を実施したところであるが、てんかん支援拠点病院が未設置の理由については、自治体における事業実施のための財源の確保と、支援拠点病院となる医療機関の選定が課題となっている。本事業の予算は昨今の各自治体による指定の進捗にあわせ、さらなる予算の確保が求められているところである。ただし、本事業は裁量的補助事業であることから、地方自治体の予算措置はハードルが高い。そのため、引き続き本事業の実績と効果を着実にあげるとともに、広く国民や社会に目に見える形でその成果をアピールしていくことが求められる。

また、事業を実施しているてんかん支援拠点病院からは、事業自体の安定的な位置づけや診療報酬に関する要望のほか、体制整備事業において配置することとなっているてんかん診療支援コーディネーターの果たすべき役割等についての教育・研修の充実の必要性についての意見要望もあがっていたところ、令和2年度から、てんかん全国支援センター（国立精神・神経医療研究センター）において、「てんかん診療支援コーディネーター認定制度」が始まっており、今後、研修参加者あるいはてんかん拠点機関等からの御意見も伺いながら、てんかん診療支援コーディネーター研修の研修機会のさらなる充実が期待される。

さらに、てんかんは患者・家族だけでなく広く国民がその病気の特性や生活上の注意点さえ理解されていれば十分社会生活が営める病気であるにも拘わらず、病気に対する誤解や偏見によって、その活動や生き方が否応なく狭められている病気とも思われる。

日本てんかん協会をはじめ各関係団体においては、オンライン等を活用し、普及啓発が実施されたところであり、開催関係者の御尽力に感謝申し上げる。

今後も引き続き、てんかん全国支援センター、てんかん支援拠点病院、日本てんかん協会等の関係団体、地方自治体、厚生労働省が連携して普及啓発活動を継続して展開していくことが望まれる。

### （主な方策）

- ① 全都道府県設置に向けての自治体への働きかけ
- ② 事業拡充に向けた国の予算の確保
- ③ てんかん学会等の関係学会と連携したコーディネーターの資質の向上
- ④ 日本てんかん協会等と連携した一般国民に対しての普及啓発

## （3）おわりに

本事業の課題はてんかん支援拠点病院内の課題だけでなく、行政が課題解決に向けて検討を進めている内容（予算の確保、事業の制度的安定、他職種・他科他機関連携等）も少なくない。

厚生労働省としては、引き続きてんかん全国支援センター及びてんかん支援拠点病院からの助言や提言を貴重な意見として真摯に受け止め、課題の改善に向けて自治体や関係機関との協力・連携体制の構築が進めていく必要があると考えている。

本事業の関係者は、

- ・てんかんという「病気」であることで夢や希望を諦める・諦めさせる社会にしない。
- ・てんかんの患者・家族が、安心して自分らしく暮らせる社会を創っていく。

を共通の理念として、引き続き協力・連携しててんかん対策の推進を進めていく必要がある。

**厚生労働省** Ministry of Health, Labour and Welfare

## 厚生労働省におけるてんかん対策

～てんかん地域診療連携体制整備事業を中心とした～

社会・援護局 障害保健福祉部  
精神・障害保健課心の健康支援室  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### てんかんとは

様々な原因によつてもたらされる慢性的な脳疾患であつて、大脳神経細胞の激しい電気的な乱れ（てんかん発作）を特徴とし、それにさまざまな臨床症状や検査所見がともなうもの

#### 患者数

- ※調査による推計患者数：47.0万人（令和5年）
- 文部等によれば、てんかんの発症率は0.5~1%との推計もあり、わが国のてんかん患者数は100万人にのぼる可能性がある。
- 平成24年度厚生労働省統計年報において、てんかんの発症群は男女合計人口比で約0.96%、施設訪問者数は施設群合計人口当り7.24人という結果であった。日本の人口（127,799千人）に当てはめると、中核都市37.7万人、周辺群も含めると最大92.57万人という結果であった。

#### 原因

- 大きくは症候性てんかんと特発性てんかんに分けられる。
- 症候性てんかん  
脳に局所的または間接的に病変があることによって起ころてんかん（例）先天性または後天性の脳血管疾患、頭蓋内腫瘍、脳炎、脳膜炎、脳出血、脳梗塞、脳外傷など
- 特発性てんかん  
様々な検査をしても明らかな原因が見つからない、原因不明のてんかん

#### 症状

- 発作の種類と症状
- 脳波検査、脳磁団検査
- CT、MRI、SPECTなどの脳画像検査
- 血液検査

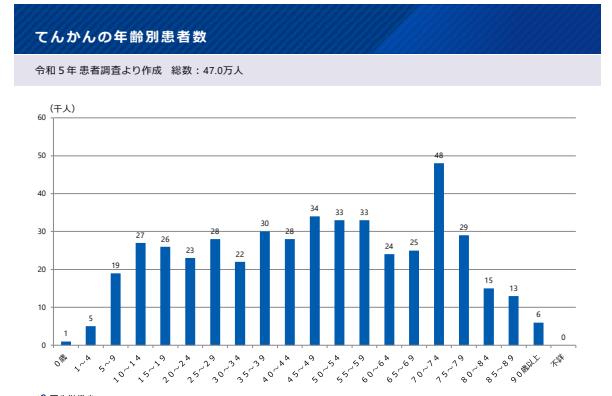
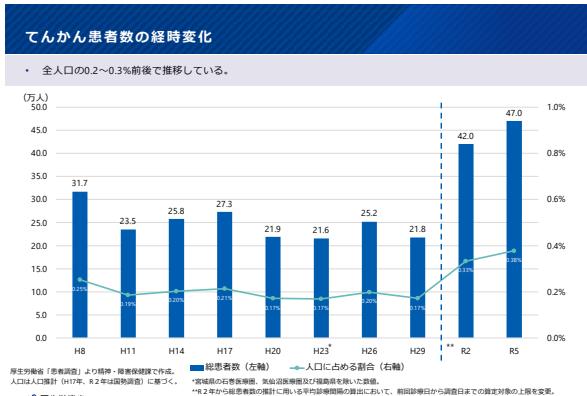
など様々な症状を認める

#### 診断

- 抗てんかん薬\*の内服が主
- 薬物療法で発作が抑制されない難治性てんかんに対しては、外科手術が検討されることもある
- 精神障害者保健福祉の対象となる

\*抗てんかん薬：脳の神経細胞の電気的な興奮をおさえたり、興奮が他の神経細胞に伝わらないようにすることで発作の症状をおさえれる薬

1



### 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針

(平成26年3月7日 厚生労働省告示第65号)

#### 三 多様な精神疾患・患者増への医療提供

##### 5 てんかん

ア てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えができる  
又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、  
てんかん患者が適切な服薬等を行うことができるよう、  
てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を促進する。

イ てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、  
専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する。

### てんかんを巡る課題

- ・てんかんの診療拠点機関病院の整備
- ・てんかんの診療ネットワーク
- ・てんかんの普及啓発（一般国民向け）
- ・てんかん患者の実態把握
- ・てんかん診断法、新薬の研究開発
- ・運転免許、就労支援、災害対応
- ・幼稚園・学校現場などで発作対応、公教育
- ・患者の症状を教えるためのカードなど

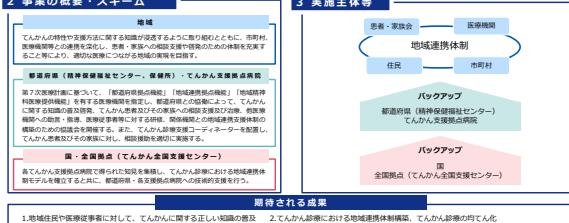
てんかん地域診療連携体制整備事業

令和7年度予算案（令和6年度予算額）：31百万円（31百万円）

## 1 事業の目的

平成30年度から始まる第7次医療費改定により、多様な医療需要に対応する医療連携体制の構築に向けて、「医師を通じた精神科問診に対する医師の権限を確保するための規制」を踏まえて、多様な精神疾患等とともに医療機関が明確化することとしており、令和元年6月からの第8次医療費改定においても当該針路を堅持することとしている。国は研究開発費法人(精神科・神経医学研究センター)をへんらん全支援機関に指定し、都道府県において、てんかんの治療が実際に行っている医療機関のうち、1箇所をへんらん支援拠点機関として指定し、各道県のへんかんの医療連携体制の構築に向けて、知恵の集積・還元、へんかん診療のネットワーク作成を行ってき続けていている。必要な都道府県

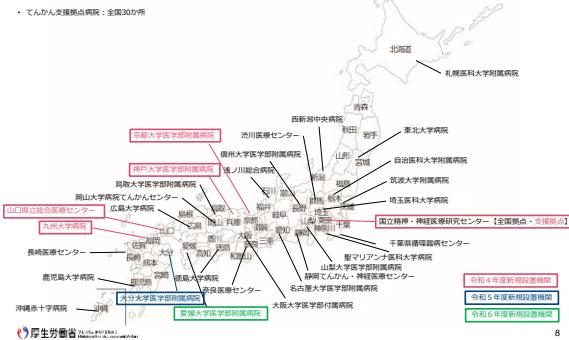
### 3. 事業の概要 3.1.



1.地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及 2.てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん

てんかん全国支援センター及びてんかん支援拠点病院（令和6年5月時点）

- ・てんかん全国支援センター：全国1か所
- ・てんかん支援拠点病院：全国30か所



8

事業內容

てんかんの専門医療機関の地域数の増加、または三次医療圏（都道府県）の設置を目指し、てんかん支援拠点病院を設置する都道府県に対して国庫補助（1/2）を行う。

## 主な事業内容

- 1. てんのん患者・家族の治療及び情報提供
  - 2. てんのん患者連絡協議会の運営・講演
  - 3. てんのん専門医会議(データーネット)への登壇
  - 4. 医療専門書(教科書、研究書等)等向け研修、
  - 5. 市町村の公的普及(公衆講習、講義、リーフレットの作成等)
  - 6. てんのん公的普及活動(データーネット等)
  - 7. 脳梗塞高血圧等と並んで、てんのんに対する社会的認識の醸成を目的とした各種セミナー等の開催と、その運営
  - 8. てんのん患者の早期発見と早期治療の実現を目指す各種啓発活動
  - 9. てんのん支援施設の運営
  - 10. てんのんの早期発見を行っている間に発する併存を全て満たす医療機関
  - 11. 日本人のてんのん学、日本精神医学、日本精神神経医学、
  - 12. 日本小児精神医学、又は日本精神科外科学会が認める専門医が  
1名以上在籍していること。
  - 13. 頭部MRIが撮影されていること、
  - 14. 発作型EEGオビテマトリクシングによる診断が行えること、
  - 15. てんのんの外因性検査
  - 16. てんのん国際センター(1か所)： 国立精神・神経医療研究センター
  - 17. てんのん患者連絡協議会の運営(3カ所)
  - 18. 北海道(北海道大学附属病院)、新潟県(北陸大学病院)、  
茨城県(茨城大学附属病院)、熊本県(熊本大学附属病院)、  
群馬県(群馬大学附属病院)、埼玉県(埼玉医科大学附属病院)、  
千葉県(千葉県立総合医療センター)
  - 19. 東京都(東京大学、精神神经研究センター)
  - 20. 神奈川県(慶應(マツコ)大学医学部附属病院)、新潟県(西日本中央病院)、  
石川県(川口川崎病院)、山梨県(山梨大学附属病院)等
  - 21. 長野県(長野大学医学部附属病院)、
  - 22. 沖縄県(沖縄県立大学医学部附属病院)、
  - 23. 爱媛県(愛媛大学医学部附属病院)、
  - 24. 京都府(京都大学医学部附属病院)
  - 25. 大阪府(大阪大学医学部附属病院)、兵庫県(神戸大学医学部附属病院)
  - 26. 兵庫県(大阪府立大学医学部附属病院)、奈良県(奈良大学医学部センター)、  
岡山県(岡山大学医学部センター)、福岡県(福岡大学医学部附属病院)、  
岡山県(岡山大学病院)、鹿児島県(鹿児島大学医学部)、  
山口県(山口大学医学部)、沖縄県(沖縄県立大学医学部)、  
愛媛県(愛媛大学医学部附属病院)、新潟県(新潟大学病院)、  
長崎県(長崎県立医療センター)、大分県(大分大学医学部)

### ⑥ まとめ

- 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

てんかん地域診療体制の成果と課題

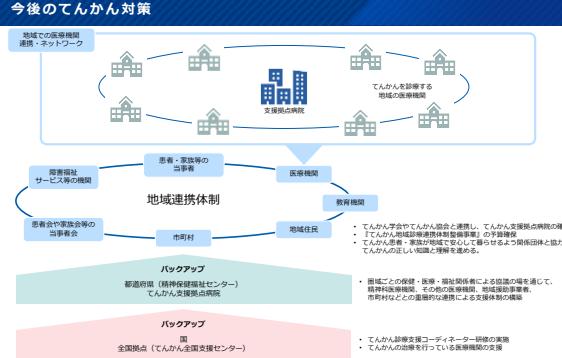
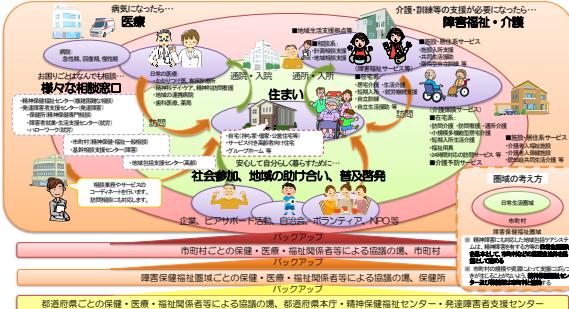
課題

- ・ 全道府県設置に向けての自治体への働きかけ
  - ・ 事業拡充に向けた予算の確保
  - ・ 日本てんかん学会等の関係学会と連携したコーディネーターの人才確保、資源の向上
  - ・ 日本てんかん協会等と連携した一般国民に対する普及啓発

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分自身で暮らすことができるよう、医療・福祉業界・介護・福祉・社会参加（就労）など、地域の助ける力、普及啓発（教育など）が包括して確実化された精神障害者を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。同時に市町村は地域社会の会員組織に向うて「いっては欠けない」ものである。
- このような精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的・地域的調整を整備することとともに、市町村や福祉業者による連携体制の確立が不可欠である。

精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域支援事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要



厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001.html>